

平成27年度 第①四半期(平成27年4月～6月) 事業等活動報告

◆国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（18号事業）◆

★税知識の普及を目的とする事業

新設法人説明会：2回、決算法人説明会：3回、源泉所得税に関する研修会：3回、税務研修会（法人税、マイナンバー制度等）：8回

★納税意識の高揚を目的とする事業

情報誌 ザ・シバ5月号発行 会員・一般企業ならびに行政機関・小学校等に配付：1回

★税制及び税務に関する調査研究ならびに提言に関する事業

法人会全国女性フォーラム（福岡大会） 女性部会正副部会長参加 全国の法人会（女性部会）の事業等情報交換を行う：1回

◆地域社会の健全な発展を目的とする事業（19号事業）◆

★地域企業の健全な発展に資する事業

第4回通常総会 基調講演会 講師：田原総一郎 氏：1回、社会保険・労働保険に関する研修会：2回、給与計算に関する研修会：1回、実践研修会：2回

★地域社会への貢献を目的とする事業

税と社会の仕組みを知る特別交流事業（大島町立つばき小学校・港区立御成門小学校・利島村立利島小学校）：2回、港区・芝法人会共催「省エネ相談会」：1回

◆会員の交流に資するための事業◆

源泉部会員限定「給与計算の基礎」研修会：1回、部会（青年・女性・源泉・調査部法人）活動レポート発行 会員企業に配付：1回、青年部会卒業式：1回

◆その他本会の目的を達成するために必要な事業◆

第4回通常総会（議案：平成26年度事業報告及び収支決算報告〔案〕承認の件／平成26年度事業及び会計監査報告）：1回、理事会（法定会議・この法人の業務の執行の決定に関する事項 他）：1回、総合委員会（議題：会の総務に関する事項 他）：3回、広報委員会（議題：当会の広報に関する事項 他）：2回、公益事業委員会（議題：公益事業に関する事項 他）：1回、共益事業委員会（議題：共益事業（会員の福利厚生・交流に関する事項）他）：1回、適宜開催：その他会議

マイナンバー制度に関する事業

平成27年度では、「マイナンバー制度」施行に伴い、関連した研修会・講習会に多数の参加がありました。参加された総務・経理実務者の皆様から「実務に則した内容」「全体像の説明」について好評を得ることができました。

01.法人税率の引き下げに伴った租税公課の取り扱い、マイナンバー制度のうち法人税に関わる点についてお伝えしました。

02.平成27年度の税制改正のうち、源泉所得税、またマイナンバー制度について解説しました。

01



02



PICK UP!!

平成27年度 第②四半期(平成27年7月～9月) 事業等活動報告

◆国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（18号事業）◆

★税知識の普及を目的とする事業

決算法人説明会：3回、新設法人説明会：1回、設立5年目までの企業限定 元芝税務署副署長による税務研修会「税務との上手な付き合い方」：1回、全5回経理・税法実務入門講習会：1回（5日間）、税務研修会（マイナンバー制度導入にかかる手続き等）：2回

★納税意識の高揚を目的とする事業

情報誌 ザ・シバ8月号発行 会員・一般企業 ならびに行政機関・小学校等に配付：1回、三田納涼カーニバルにおける税務広報（法人会PR含む）：1回、新橋こいち祭りにおける税務広報（法人会PR含む）：1回、虎ノ門・西新橋地区街頭税務広報（法人会PR含む）：1回

◆地域社会の健全な発展を目的とする事業（19号事業）◆

★地域企業の健全な発展に資する事業

実務者研修会 中小企業向けマイナンバー制度研修会：2回、実践研修会（実践事例から学ぶ経営戦略・戦術 他）：3回、税理士による研修会税制改正（マイナンバー導入等）への実務対策と最近の税務調査動向について：1回、中国の最新事情と国際課税の動向再編・撤退への実務：1回

◆会員の交流に資するための事業◆

調査部法人部会員限定「税額減税」につながる制度について：1回

◆会員の福利厚生等に資するための事業 / 公益事業等を補完するための収益を得る事業◆

一般定期健康診断（芝法人会館にて実施）：2日、生活習慣病健診（芝法人会館にて実施）：2日

◆その他本会の目的を達成するために必要な事業◆

理事会（法定会議・この法人の業務の執行の決定に関する事項 他）：2回、総合委員会（議題：会の総務に関する事項 他）：1回、広報委員会（議題：当会の広報に関する事項 他）：1回、公益事業委員会（議題：公益事業に関する事項 他）：1回、共益事業委員会（議題：共益事業（会員の福利厚生・交流に関する事項）他）：2回、適宜開催：その他会議

PICK UP!!

「新橋こいち祭」における 税務広報・芝法人会の知名度向上

当 会の新橋第一地区ならびに広報委員会の役員が中心となり、芝税務署長、署幹部の方々、港都税事務所長と一緒に、『e-TAX』と『eLTAX（エルタックス）』の利用促進「チラシ」や「うちわ」などを来場者に配布し、地域との協調を図り、税務情報の広報活動を実施しました。

今回は、「新橋こいち祭り」に、タレントの篠崎 愛さんをお招きして、「ミニライブ」を開催する企画を提供させていただき、より一層の来場者数の増加を図り、地元のための「芝法人会」として、知名度の向上を図ることができました。

また、参加した役員は、法人会ジャンパーを着用して、交通整理から会場清掃に携わり、「最後まで法人会も協力する」という姿勢が、次年度以降につながる効果を得ることができました。



平成27年度 第③四半期(平成27年10月～12月) 事業等活動報告

◆国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（18号事業）◆

★税知識の普及を目的とする事業

決算法人説明会：5回、新設法人説明会：2回、設立5年目までの企業限定 元芝税務署副署長による税務研修会「税務との上手な付き合い方」：1回、年末調整説明会（講師:芝税務署担当官 講師:東京税理士会芝支部 税理士 各1回開催）：2回、税務研修会「マイナンバー制度Q&A最新情報」 他：4回、女性部会第一ブロック合同税務研修会：1回、訪問 租税教室（港区立赤羽小学校・港区立白金小学校）：2回

★納税意識の高揚を目的とする事業

情報誌 ザ・シバ 12月号発行 会員・一般企業ならびに行政機関・小学校等に配付：1回、「みなと区民まつり」における税務広報・租税教室：1回、納税表彰式：1回、「税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール表彰式」：2回、「税を考える週間」協賛特別講演会「アベノミクスの行方 ―経済循環の変化と資産市場― 講師:飯田 泰之氏：1回、新橋駅SL広場 税務広報 及び 無料税務相談会（東京税理士会芝支部協賛）/田町駅（西口）：2回

★税制及び税務に関する調査研究ならびに提言に関する事業

法人会全国大会（徳島大会）会長参加 全国の法人会の事業等情報交換を行う/平成28年度税制改正要望事項の発表：1回、全国青年の集い 青年部会正副部会長参加 全国の法人会（青年部会）の事業等情報交換を行う：1回、全国青年の集い（東法連代表〔平成26年度 特別交流事業 事例発表〕）：1回、税制改正要望アンケート（応募期間平成27年8月初旬～ 10月末日）：1回

◆地域社会の健全な発展を目的とする事業（19号事業）◆

★地域企業の健全な発展に資する事業

マイナンバー制度直前対策：2回、簿記3級講習会（※全7回/1回目）：1回（7日間）、実践研修会（バルセロナオリンピック金メダリスト 岩崎恭子氏 講演会 他）：2回、税と社会の仕組みを知る特別交流事業（八丈町立三根小学校・大賀郷小学校・三原小学校・新島村立新島小学校・大島町立つつじ小学校、青ヶ島村立青ヶ島小学校・港区立小学校18校）：3回、中小企業診断士による「省エネで経営力強化」東京都による「地球温暖化対策報告書」講習会：1回、乗馬教室・ふれあいどうぶつえん（キスポート財団共催）：1回

◆会員の交流に資するための事業◆

ビジネス交流会新入会員歓迎会（対象:平成25年度・26年度・27年度 新入会員）：1回、女性部会 一泊研修会「お客さまの安全と精一杯のおもてなし」：1回、新橋第二地区 新入会員歓迎会（対象:平成25年度・26年度・27年度 新入会員）：1回

◆その他本会の目的を達成するために必要な事業◆

理事会（法定会議・この法人の業務の執行の決定に関する事項 他）：1回、総合委員会（議題：会の総務に関する事項 他）：2回、広報委員会（議題：当会の広報に関する事項 他）：1回、公益事業委員会（議題：公益事業に関する事項 他）：1回、共益事業委員会（議題：共益事業（会員の福利厚生・交流に関する事項）他）：0回、適宜開催:その他会議

PICK UP!!

訪問 租税教室

青年部会役員が講師となるため、芝税務署の広報担当官から、租税教室の為の知識と話術等を学び、港区ならびに東京諸島の各小学校を訪問し、6年生児童を中心に「租税教室」を行いました。中には2・3クラス合同で行う学校もあり、計9校を訪問しました。

乗馬教室

ふれあいどうぶつえん



乗馬教室・ふれあいどうぶつえん
（敬称訪問・港区副区長
小柳津明（おやいずあきら）氏）

平成27年度 第④四半期(平成28年1月～3月) 事業等活動報告

◆国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業（18号事業）◆

★税知識の普及を目的とする事業

決算法人説明会：2回、公益法人説明会：1回、新設法人説明会：1回、設立5年目までの企業限定元芝税務署副署長による税務研修会「税務との上手な付き合い方」：1回、源泉所得税実務講座（応用編）：1回（3日間）、サラリーマンの確定申告研修会：1回、東法連第1ブロック税務研修会：1回、法人税申告書の書き方基礎講習会：1回、税務研修会（平成27年度税制改正を踏まえた申告書作成の注意点について 他）：9回、税務研修会（講師：東京国税局 調査第二部長）：1回、訪問 租税教室（大島町立つつじ小学校・さくら小学校・神津島村立神津小学校・新島村立新島小学校・新島村立式根島小学校・港区立芝浦小学校・港区立高輪台小学校）：7回

★納税意識の高揚を目的とする事業

情報誌 ザ・シバ 1月号・3月号発行 会員・一般企業ならびに行政機関・小学校等に配付：2回、高輪台駅・田町駅（西口）税務広報活動：2回、芝税務署 確定申告時 八丈島フリージア配布・税務広報：1回

★税制及び税務に関する調査研究ならびに提言に関する事業

平成28年度 税制セミナー（税制改正要望事項のためのセミナー・参加対象：公益事業委員）：1回

◆地域社会の健全な発展を目的とする事業（19号事業）◆

★地域企業の健全な発展に資する事業

新春特別講演会：1回、青連協第一ブロック合同研修会・交流会：1回、地区研修会（※全4回／4回目）：1回、実践研修会（金融機関が融資したくなる「事業計画書」作成ノウハウ／介護と仕事の両立セミナー 他）：3回、中小企業の会計に関する基本要領と税務～新設・小規模法人経理担当者向け～：2回

◆会員の交流に資するための事業◆

新橋第一地区、西新橋地区、虎ノ門地区、神明地区、高輪地区、三田地区、芝浦地区 新入会員歓迎会（対象：平成25年度・26年度・27年度 新入会員）：7回、青年部会員限定 副署長研修会：1回、源泉部会員限定マイナンバー制度「課題解決」研修会：2回、調査部法人部会 上場企業による情報交換会：1回、関係民間五団体共催 新年賀詞交歓会：1回

◆会員の福利厚生等に資するための事業/公益事業等を補完するための収益を得る事業◆

新春年賀広告 61社協賛：1回、一般定期健康診断（芝法人会館にて実施）：2日、生活習慣病健診（芝法人会館にて実施）：2日

◆その他本会の目的を達成するために必要な事業◆

理事会（法定会議・この法人の業務の執行の決定に関する事項 他）：1回、総合委員会（議題：会の総務に関する事項 他）：1回、広報委員会（議題：当会の広報に関する事項 他）：1回、公益事業委員会（議題：公益事業に関する事項 他）：1回、共益事業委員会（議題：共益事業（会員の福利厚生・交流に関する事項）他）：1回、適宜開催:その他会議

PICK UP!!

新春特別講演会

平成28年1月26日、東京プリンスホテルにおいて、新春特別講演会を開催しました。講師には、法政大学 総長 田中優子氏を迎え、「アジアが開く21世紀の文化」をテーマにご講演いただき、180名が参加しました。



税制改正要望活動報告

平成27年度に実施した芝法人会の「税制改正要望アンケート」集計レポートをお知らせします。このレポートを提言として「全法連の税制改正に関する提言」とともに、芝法人会管内の衆議院小選挙区選出国會議員および港区長あてに、提出しました。

全国法人会総連合では、全国の法人会会員企業を中心とした経営者、従業員の皆様から寄せられた意見などを参考に、毎年、税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を訴えています。

提出書類

平成28年度 税制改正に関する提言 1冊（公益財団法人 全国法人会総連合）
平成27年度 「税制改正要望アンケート」集計結果 1冊（公益社団法人 芝法人会）

芝法人会アンケート

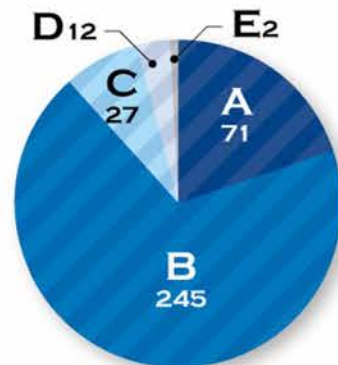
芝法人会「税制改正要望アンケート」
●実施期間：平成27年8月1日～10月31日
●対象：芝法人会会員企業ならびに地域企業の経営者、従業員等
●回答数：357通（会員：257名、一般51名、無記名49名）

Q1

法人税／法人実効税率

今般の改正では、第一段階として法人実効税率（現行34.62%）が平成27年度は32.11%（▲2.51%）、平成28年度は31.33%（▲3.29%）に引き下げられます。法人実効税率が段階的に引き下がることについてどう考えますか。

A.大いに評価できる B.一定の評価はできる C.評価できない D.その他 E.未回答



全法連の提言

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。（「平成28年度 税制改正大綱」にて実現しました）

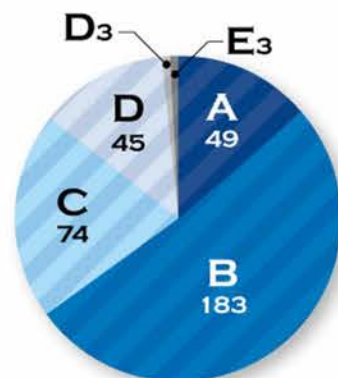
税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

Q2

法人税／地方創生

今回の改正では、地方創生の実現に向けて、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、または地方企業の本社機能拡充を支援するための税制措置（設備投資減税や雇用促進税制等）が創設されます。地方における企業拠点の強化・拡充を促進し、雇用の場を確保することを目的としていますが、本制度についてどう考えますか。

A.大変期待している B.多少の効果は期待できると思う C.効果は得られないと思う D.わからない E.その他 F.未回答



全法連の提言

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

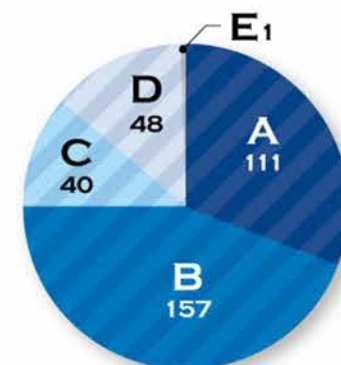
「骨太の方針2015」は地方創生の深化について、昨年策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、自治体がそれぞれの地方の特色と強みをいかした「地方版総合戦略」を策定し事業を推進するとしている。

この手法自体に異論はないが、問題は地方版総合戦略が基本理念と実効性を伴う内容になるかどうかにある。そのためには官製ではなく、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫をいかした戦略をいかに構築するかである。また、この戦略推進に伴って創設される新型交付金も、財政のバラマキにつながらないよう十分に注意が必要である。

Q3

消費税／対象品目

与党では、どの品目を軽減税率の対象とするか検討することとしています。仮に飲食料品を軽減税率の対象とした場合、対象品目の線引きについてどう考えますか。



A.最低限の飲食料品のみに留めるべきである B.飲食料品全般を対象とすべきである
C. AとBの中間にする D.その他 E.未回答

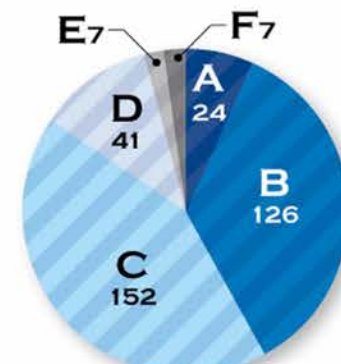
全法連の提言

「酒類を除く飲食料品」のケースだと、軽減税率幅2.1%で1.3兆円の減収になります。財政健全化計画ではこの減収額を想定していませんから、代替財源探しが新たな課題となるでしょう。生鮮食品ゼロ税率を適用している英国でも、権威ある専門家レポートが軽減税率による減収が標準税率の水準を高める結果につながるという問題提起をしています。

Q4

固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、景気に左右されにくいことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから見直しが必要であるとの意見も出ています。固定資産税についてどう考えますか。



A. 地方の基幹税目として課税強化を図るべきである B.現状程度の負担でよいと思う
C.負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである D.わからない E.その他 F.未回答

全法連の提言

固定資産税の抜本的見直し。地価の動向は、全国ベースでは依然として下落が続いているが、一方で三大都市圏では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、納税者に対して分かり易い説明をすることが求められる。

その他このような意見がありました!!

- 減価償却資産の償却期間は全体的にもっと短くすべき。
- これ以上の法人税の減税は必要ないと思う。
- 法人税の実効税率の引下げも税制全体の見直しの中で考えるべき。
- 法人税率の更なる引き下げの財源として外形標準課税の中小企業への拡大が検討されているが技術的に優れた企業を倒産に追い込むことは日本の国益にも反することと考える。
- 目に見える形で負担を軽減しても分かりにくい部分で負担が増えている／企業の東京集中は簡単に変えられないだろうし法人税の効果も何年か経たなければ評価出来ないと思われる。
- 軽減税率は導入すべきではない（20%超までは）給付付き税額控除の導入を検討すべき。
- 飲食料品全般を対象とするか軽減税率をなくして欲しい。
- 飲食料品に限らずある程度の額面までの消費者が生活に要する物品については軽減税率を適用すべき。（嗜好品除く）
- 軽減税率が導入されると企業の事務負担が増大するため、強く反対します。
- 軽減税率の対象は無い方がよい。
- 軽減税率は線引きが困難と考える。

- 軽減税率については範囲・税率を出来る限り簡素化して欲しい。
- 軽減税率は米だけで良い。食糧全般にすると法の網を抜けようと勝手な解釈が横行し、手続きもインボイス方式しかなく納税者の負担が増えるだけ。
- 消費税に関して線引きが全てにおいて曖昧なため軽減税率を設けるべきではない。
- 全ての税目について、税率の引き下げや軽減税率を導入するに当たってはその他税目の引き上げとセットに議論されるべきで、いずれの場合も公平性が保たれるべきと考える。
- その分無駄を省き今働いているものが老後になった時や今の子どもたちが困らない制度の確立をしてほしい。
- 軽減税率は反対だが、実施するとすれば「飲食料品全般」を対象とすべき。
- 現在、固定資産税軽減のため、人の住まない住宅がそのまま放置される等、税制が社会構造にあわなくなってきた。
- 事業所税の廃止（固定資産税と二重に課税されている）。
- 建物の償却年数をもっと短くして、不動産の取引を活性化すべきと思う。
- 老後のことが心配で貯蓄に備える方が大半だと思う。（将来の不安を払拭するために税を使ってほしい）

【税制改正要望活動担当】公益社団法人 芝法人会 公益事業委員会 副委員長 内田 謙（東京通信電設（株）代表取締役）

\平成28年度 税制改正大綱/

法人税率20%台への引き下げ、消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、

平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人（資本金1億円超の法人）の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方

法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すことになります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました

た。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人（資本金1億円超の法人）の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

◎平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度
65% ⇒ 65%

◎平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度
65% ⇒ 60%
◎平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度
50% ⇒ 55%
◎平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%
また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、

平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された

地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、

平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

■住宅の三世代同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日まで

の間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額（上限8万8

千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品（食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書（インボイス）保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、

軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受け

た日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならないこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出

書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の実産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上

設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

港区役所

港区と芝法人会の連携による中小ビルの省エネ取組の推進事業
～省エネによる光熱水費削減を支援します!～

港区では、中小規模事業所に省エネ相談員を派遣し、光熱水費削減に向けた省エネ対策を提案します。また、省エネに取り組んだ事業所を、『港区省エネ推進モデル事業所』として区が認定し、貴社の取組を積極的にPRします。

本事業は、芝法人会と連携して取り組んでおり、東京都地球温暖化対策報告書の作成も支援しています。「光熱水費を減らしたい」、「正しい省エネ対策を知りたい」、「自社の取組をPRしたい」等のお悩みを持つビルオーナーやテナント事業者の方は、是非ご利用ください。

平成28年度については、平成27年度と同様の内容で実施する予定です。詳しくは、環境課までお問い合わせください。

【対象事業所】港区内で所有または使用している中小規模事業所 【費用】無料

【主な支援内容】光熱水費の削減に向けての相談／東京都地球温暖化対策報告書を作成しながら、エネルギーの使用状況の整理・検証・説明／エネルギーの使用状況にあわせた手間のかからない省エネ対策の提案／港区や東京都の補助金等の情報の案内

★芝法人会(芝法人会館)は、平成27年5月・7月に港区省エネ相談員から、「省エネ診断」を受け、本年3月には、「省エネ推進モデル事業所」として認定書を交付していただく予定となっています。

《問》●港区 環境リサイクル支援部 環境課 地球温暖化対策担当 ▶ TEL.03-3578-2477

【事業者向け】地球温暖化対策助成制度のご案内

港区では、事業所における二酸化炭素排出量を削減し地球温暖化を抑制するため、新エネルギー機器や省エネルギー機器等を設置する事業者(区内中小企業者や個人事業者等)を対象に、設置費の一部を助成しています。

平成28年度については、平成27年度と同様の内容で実施する予定です。制度の詳細や申請方法等については、環境課までお問い合わせください。

【助成対象項目一覧】

助成項目	解説	助成金額	
		算定方法	上限(万円)
太陽光発電システム	太陽の光を直接電気に変換する太陽電池を使って発電するシステム。二酸化炭素を排出せず、クリーンで持続的な太陽エネルギーを利用することが可能。	太陽電池の公称最大出力(10kW未満)に応じ、100,000円/kW	99.9
太陽熱温水器	太陽の熱を給湯に利用し、集熱器と蓄熱槽との間で熱媒体を温度差により移動させ、自然に循環させる給湯器。	集熱面積に応じ、9,000円/㎡	20
太陽熱ソーラーシステム	太陽の熱を給湯だけでなく暖房等にも利用できるシステムで、集熱器と蓄熱槽との間で熱媒体を温度差でなく、強制的に循環させる給湯器。	集熱面積に応じ、37,500円/㎡	50
ガス発電給湯器(エコウィル)	ガスでエンジンを動かして発電し、そのときに出る熱でお湯もつくるシステム。	設置に要する経費の1/4	20
燃料電池システム(エネファーム)	ガスから取り出した水素を利用して発電し、そのときに出る熱でお湯もつくるシステム。	設置に要する経費の1/4	35
日射調整フィルム	窓にフィルムを貼り付けることで、太陽光を反射させることなく室内への熱負荷を低減させる。	①設置経費の1/4②面積×4,000円①、②のいずれか低い金額	40
高効率空調機器	東京都が指定する省エネ効率・CO ₂ 削減効果の高いエアコンディショナ。	設置に要する経費の1/4	50
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	東京都地球温暖化防止活動推進センター等で実施している省エネ診断結果に基づき、照明器具等の改修を行う。	設置に要する経費の1/4	100
高反射率塗料等	太陽光のうち熱に関係のある近赤外線の高いレベルで反射し、建物の蓄熱を抑制する塗料等。	①材料費の全額②面積×2,000円①、②のいずれか低い金額	100
電気自動車等用充電設備	電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)の充電設備。	機器本体価格の1/4	50
			10

《問》●港区 環境リサイクル支援部 環境課 地球環境係 ▶ TEL.03-3578-2495~2498

東京都港都税事務所

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

【対象】平成28年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者

【内容】所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

【期間】4月1日(金)から6月30日(木)まで(土・日・休日を除く)

【時間】9時～17時

【場所】土地・家屋が所在する区にある都税事務所

納税通知書は6月1日(水)に発送予定です。詳細は、主税局HPまたは下記問合せ先へ

《問》港区にある物件について ●港都税事務所 ▶ TEL.03-5549-3800(代表)／固定資産税係

港区役所

口座振替による納税のおすすめ

特別区民税・都民税(普通徴収分)も、電気・ガス・水道料金などと同じように口座振替によって納付することができます。

申込手続きは簡単です。一度手続きされますと、ご自身で取消をされない限り、振替日にあなたの特別区民税・都民税を金融機関が代行して納めてくれます。納税者の手間ははぶけ、安心して納めることができます。

申込される方は、ご連絡いただければ、「預金口座振替依頼書」を送付しますので、預(貯)金口座のある金融機関の窓口で手続きしてください。

《平成28年度 口座振替日》

■第1期及び全期支払い:平成28年6月30日 ■第2期:平成28年8月31日 ■第3期:平成28年10月31日

■第4期:平成29年1月31日

※振替日前日までに、ご指定預(貯)金口座の残高確認をお願いいたします。

《問》●港区産業・地域振興支援部 税務課 税務係 ▶ TEL.03-3578-2590・2591

芝法人会

平成27年度 事務局による未加入法人加入勧奨・会員維持活動報告

【期間】平成27年5月～平成28年2月

《未加入法人への加入勧奨 報告》

■訪問件数 ▶ 268件[入会 52件][入会検討中 79件][入会拒否 137件]

■訪問対象 ▶ [他の法人会からの転入法人][芝法人会 研修会等への多数参加法人]

[新設法人][会員・役員等からの紹介]

《会員への訪問 会員維持活動報告》

■訪問件数 ▶ 45件

■訪問内容 ▶ [研修会等案内の持参][研修会等の当日欠席者へ資料の持参][芝法人会への要望]

《未加入法人からの意見等》

◎芝法人会の研修会等には、大変満足している

◎さらに、実務的な研修会を充実してほしい

《会員からの意見等》

◎今後も研修会等には、参加していきたい

◎経営者向けの研修会等や交流会を希望している

◎税務相談を希望している

お取引様をご紹介下さい。芝法人会の活動や研修会情報等を丁寧に説明申し上げます。

事務局職員(担当者)／服部 昭寛(はっとり あきひろ)

